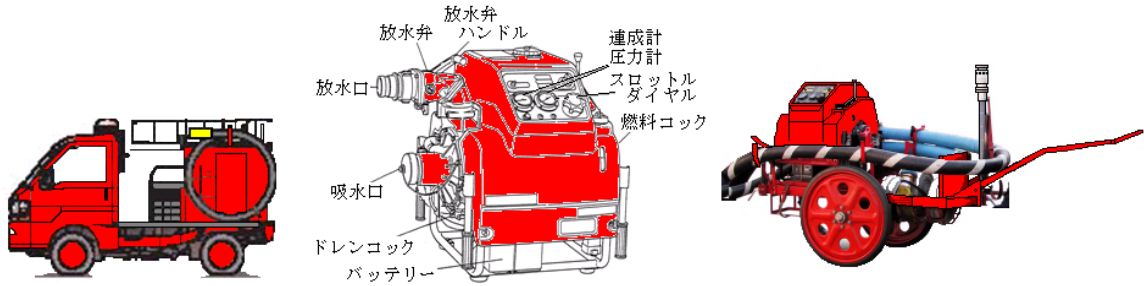


第 10 動力消防ポンプ設備

動力消防ポンプ設備は、動力消防ポンプ、ホース、ノズル、吸管及び水源により構成され、火災の際、動力消防ポンプを起動させ、ホース等により消火する消火設備で、火災の消火を主目的とするもの。

1 設備の概要



2 設置場所

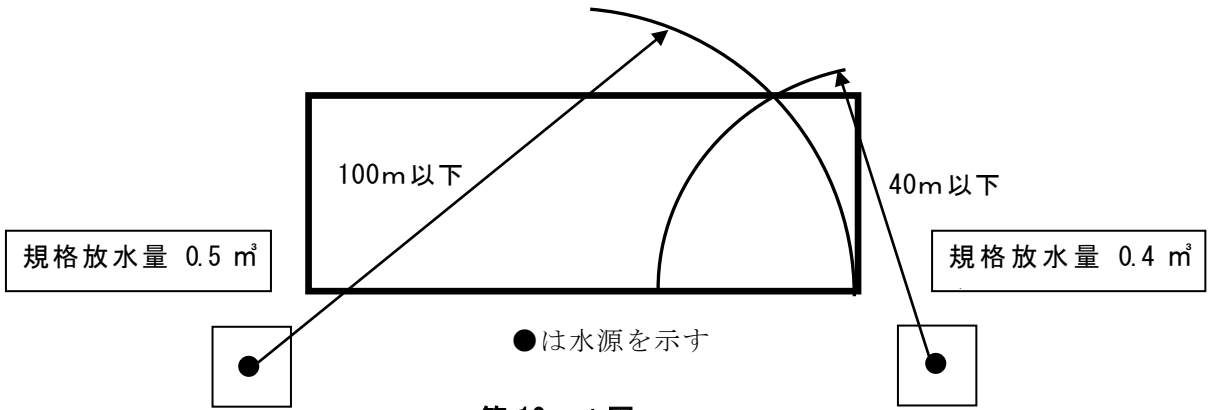
令第 20 条第 4 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 動力消防ポンプは、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (2) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近（概ね 3 m 以内）に設けること。
- (3) 動力消防ポンプは、第 10－1 表に示す規格放水量の警戒範囲（防火対象物の各部分からの水源までの水平距離）以内ごとに、防火対象物の各部分に有効に放水することができるように設置すること。（第 10－1 図参照）
- (4) ホースは、第 10－1 表に示す動力消防ポンプ規格放水量の警戒範囲を満たす本数を設置すること。（第 10－1 図参照）

なお、ホースは設置される動力消防ポンプの付近に設置すること。📄 i

第 10－1 表

規格放水量	警戒範囲
0.5 m ³ /min 以上	100m以下
0.4 m ³ /min 以上 0.5 m ³ /min 以下	40m以下
0.4 m ³ /min 未満	25m以下



第 10－1 図

3 性能

令第 20 条第 3 項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和 61 年自治省令第 24 号）第 16 条に定める規格放水性能時における規格放水量とすること。

（第 10－2 表参照）

第 10－2 表

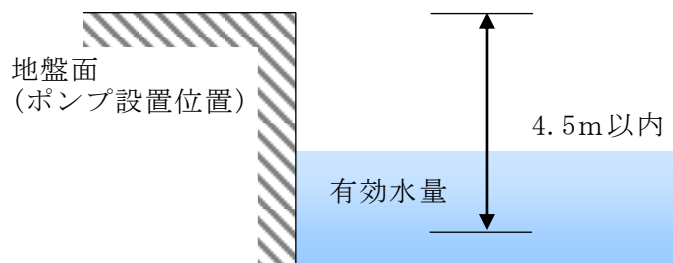
ポンプの 級別	規格放水性能	
	規格放水圧力 (Mpa)	規格放水量 (m^3/min)
A－1	0.85	2.80 以上
A－2	0.85	2.00 以上
B－1	0.85	1.50 以上
B－2	0.70	1.00 以上
B－3	0.55	0.50 以上
C－1	0.50	0.35 以上
C－2	0.40	0.20 以上

4 水源

令第 20 条第 4 項第 1 号及び第 3 号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源水量

地盤面下に設けられている水源にあっては、その設けられている地盤面の高さから 4.5 m 以内の水量を有効水量とすること。（第 10－2 図参照）



第 10－2 図

(2) 水源水量の確保

- ① 第 2 屋内消火栓設備 5.(3)を準用すること。
- ② 河川、海水等の自然水を使用する場合は、次によること。
 - ア 水量は、 $0.8 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上で、20 分間放水できること。
 - イ 水深は、40 cm 以上確保できること。

(3) 吸管

吸管は、前(1)に定める水源水量を有効に使用できる長さのものを設けること。